

後期高齢者医療制度

平成30年8月から



高額療養費の 自己負担限度額が変わります

旧

平成30年7月まで

区分	1か月の自己負担限度額(※1)	
	外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
3割負担 現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1% (多数回 44,400円)※2
1割負担 住民税非課税世帯	一般	14,000円 ※3
	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障がい認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
- ※2 多数該当(過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。
- ※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円です。



新

平成30年8月から

区分	1か月の自己負担限度額(※1)	
	外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
3割負担 現役並み所得者	住民税の課税所得 690万円以上 現役Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回 (140,100円)※2)
	住民税の課税所得 380万円以上 現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回 (93,000円)※2)
	住民税の課税所得 145万円以上 現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回 (44,400円)※2)
1割負担 住民税非課税世帯	一般	18,000円 ※3
	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円



医療機関窓口で当該区分の限度額の適用を受けるには「**限度額適用認定証**」が必要です。お住まいの市区町村窓口で申請してください。

お問い合わせ



お住まいの
市区町村窓口
または

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

電話 011-290-5601 FAX 011-210-5022

ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>